

山形県特定（産業別）最低賃金

平成25年12月25日より効力発生

特定最低賃金の件名	現行特定最低賃金額	改正特定最低賃金額	引上げ額	引上げ率
山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金	1時間 745円	1時間 754円	9円	1.21%
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間 731円	1時間 740円	9円	1.23%
山形県自動車・同附属品製造業最低賃金	1時間 747円	1時間 756円	9円	1.20%
山形県自動車整備業最低賃金	1時間 749円	1時間 758円	9円	1.20%

なお、山形県最低賃金については、平成25年10月24日から

1時間 **665円** に改正されています。

お問合せ先

山形労働局労働基準部賃金室

〒990-8567山形市香澄町3-2-1 ヤマコービル3階 TEL.023-624-08224

組合会計セミナーのご案内

年度末を控え、組合事務局役職員のための組合会計セミナーを開催いたします。

組合の決算上の留意点及び組合関係の税制改正の概要について習得することで今後の組合運営の参考にしていただくことを目的に開催いたします。

山形会場

- 日時 平成26年3月5日(水) 13:30~15:00
- 場所 ホテルキャッスル
山形市十日町4-2-7 TEL.023-631-3373

酒田会場

- 日時 平成26年3月6日(木) 13:30~15:00
- 場所 ホテルリッチ&ガーデン酒田
酒田市若竹町1-1-1 TEL.0234-26-1343

- テーマ 「組合特有の会計処理と平成26年度税制改正について」
- 講師 奥山享税理士事務所 所長 奥山 享氏

お問合せ先

〒990-8580 山形県中小企業団体中央会 連携支援部
TEL.023-647-0360 FAX.023-647-0362



新規採用者紹介

連携支援部 書記 本間 直輝

1月から採用となりました。

趣味は登山やギターなどです。

まだまだ不慣れな点が多いですが、早く職場の雰囲気になれ、本会の戦力として会員・組合員の皆様の期待に応えられるよう精進しますので、どうぞよろしくお願い致します。